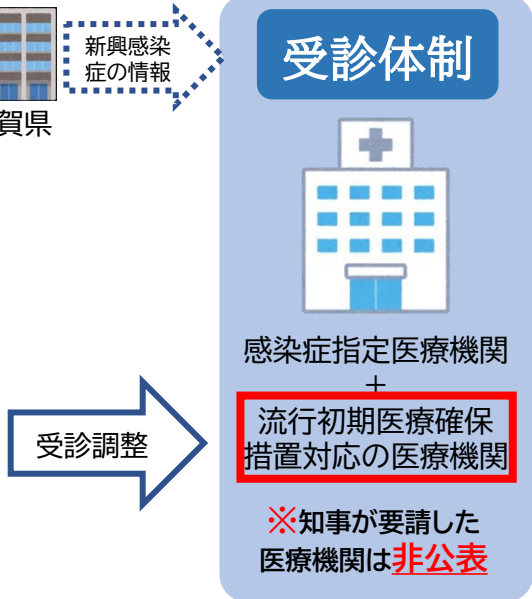
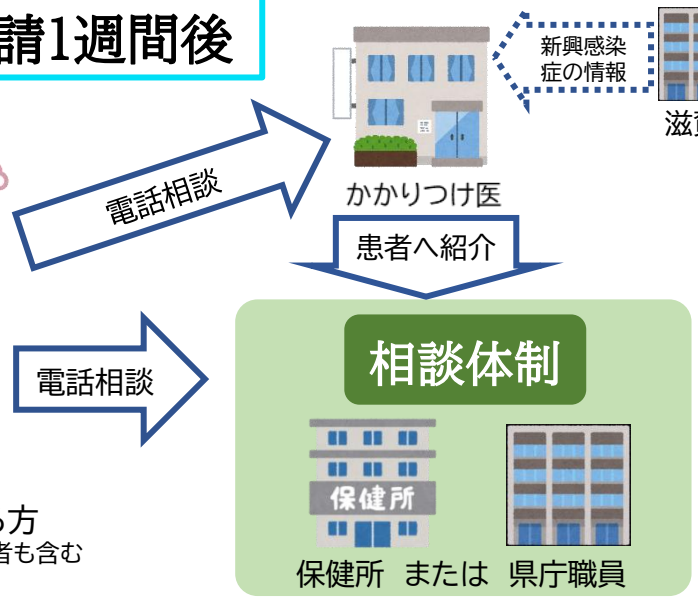


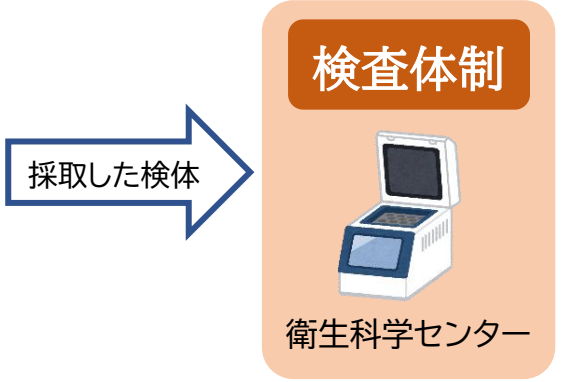
# 2 発熱外来体制について

公表・要請1週間後

症状等のある方  
※有症状の濃厚接触者も含む

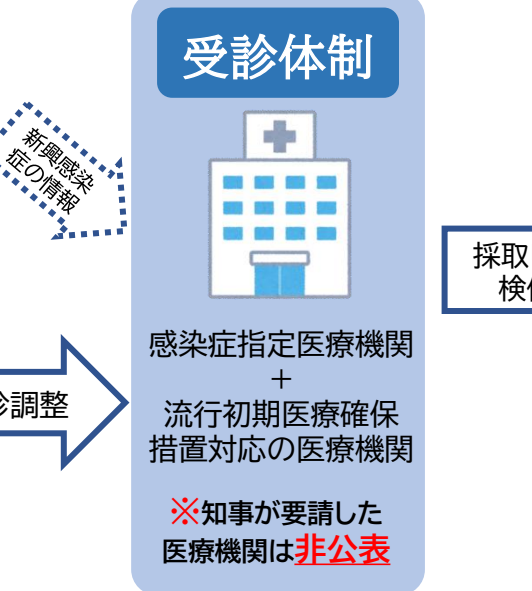
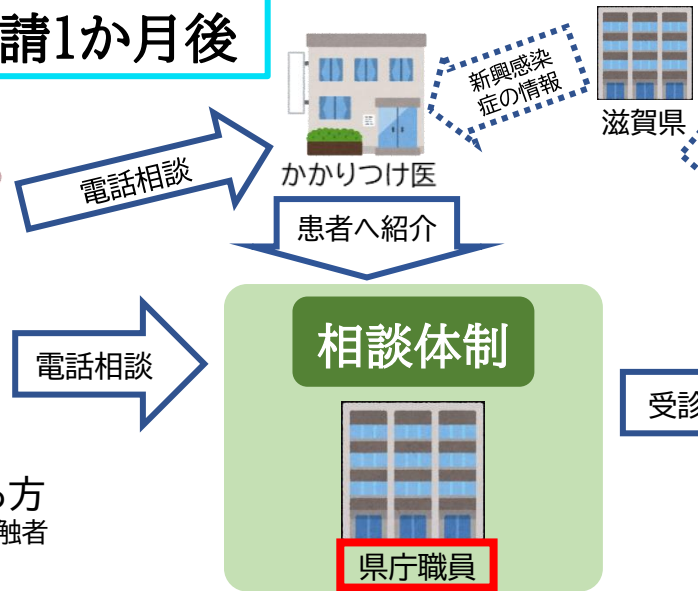


☐ …追加・変更になったところ



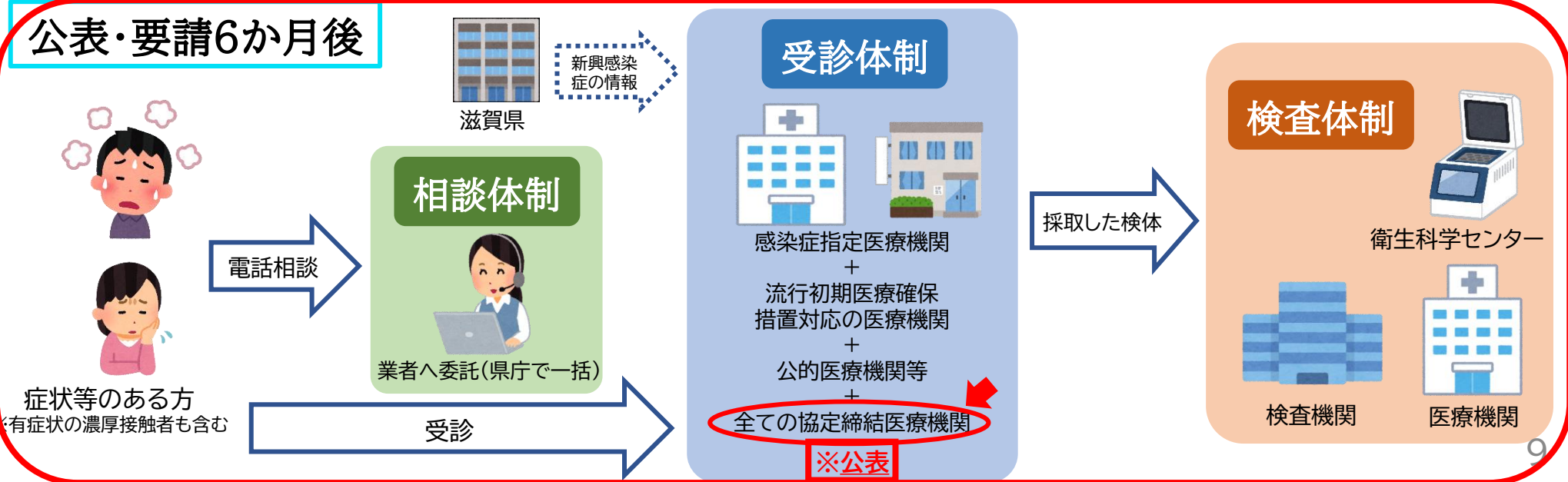
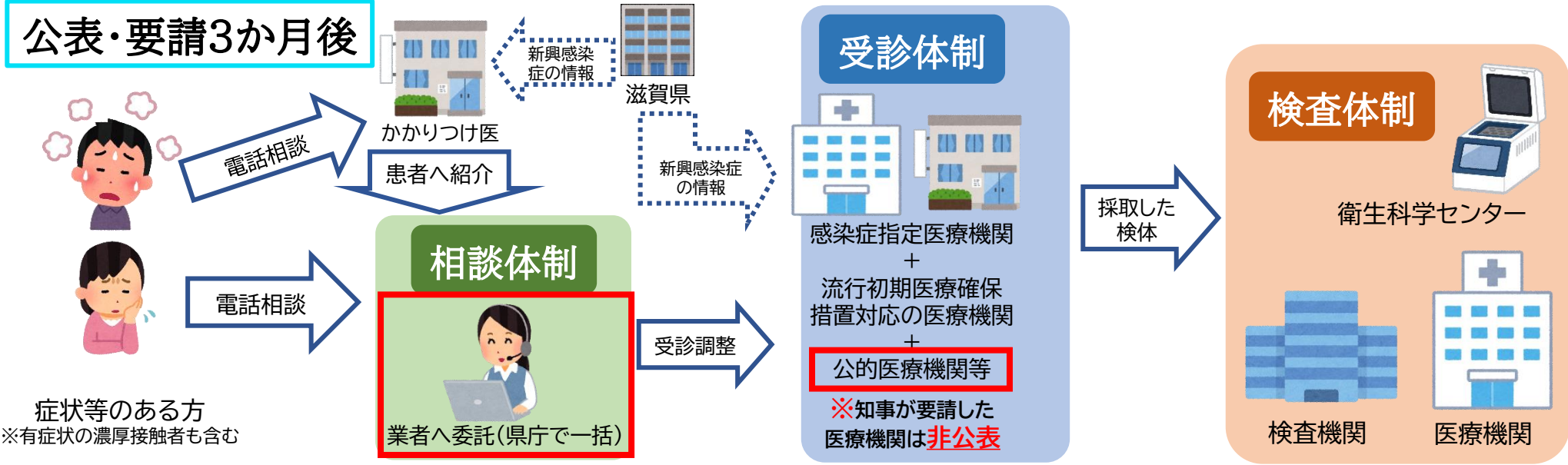
公表・要請1か月後

症状等のある方  
※有症状の濃厚接触者も含む



※核酸検出検査の実施に必要な検査試薬等が流通し利用できる状況にある等であることが前提

# 2 発熱外来体制について



## 2 発熱外来体制について

### ●お願いしたいこと

- ① 流行初期以降6カ月経過するまでに「診察」できる体制の構築（必須）
- ② 発熱患者専用の診察室（時間的・空間的分離を行い、プレハブ・簡易テント・駐車場等で診療する場合を含む。）の設置（必須）  
※予め、発熱患者等の対応時間帯を住民に周知又は地域の医療機関等と情報共有を行う
- ③ 院内感染対策（ゾーニング、換気、個人防護具の着脱等を含む研修・訓練等）の適切な実施（必須）
- ④ かかりつけ患者以外もできるだけ見ていただく（任意）
- ⑤ 検査のご協力（任意）  
核酸検出検査の実施については、全国的に検査の実施環境が整備されていることを前提に、自院で核酸検出検査体制の構築が可能であれば「検査措置協定」の締結を依頼
- ⑥ 流行初期1週間後までに診察と検体採取ができる体制を構築（任意）  
※協力いただける場合は、基準を満たすと流行初期医療確保措置の支援を受けていただくこととなります。

必須事項

## 2 発熱外来体制について

### (参考) 流行初期医療を実施する場合の支援

#### 「流行初期医療確保措置」とは

流行初期の段階から、感染症に係る医療（病床確保または、発熱外来対応）を提供する体制を講じたと認められる場合、当該月の収入が、新興感染症発生・まん延前の同月の収入額を下回った場合に、流行初期医療の確保に要する費用を支援する。診療報酬の上乗せや補助金等が充実するまでの暫定的な財政的支援を行う。

- 流行初期医療確保措置の基準は以下のとおりで、支援を希望される場合は①かつ②を満たす必要があるが、希望されない場合は、この基準を満たす必要はありません。
  - ①知事の要請後、**原則1週間以内**に対応できること
  - ②1日あたり**20人以上**の発熱患者を診察できること

## 2 発熱外来体制について

### ●財政支援について

#### 厚生労働省において検討中の支援策

○協定締結医療機関の設備整備に要する費用補助

○個人防護具の備蓄にかかる保管施設整備費用補助 など

※上記は検討中のため、決まり次第、速やかに情報提供を行います。

# 2 発熱外来体制について

## 二 発熱外来の実施

対応時期 (目途)	流行初期期間経過後(新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内)	流行初期期間経過後(新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから3か月程度)の対応	流行初期期間
発熱外来対応	発熱外来患者数(人/日) <b>記載必須</b>	発熱外来患者数(人/日) <b>任意記載</b>	(感染症等の発生等の公表後1週間以内) 発熱外来患者数(人/日) <b>任意記載</b>
検査対応	検査(核酸検出検査)の実施能力(件/日) <b>任意記載</b>		(感染症等の発生等の公表後1か月) 検査(核酸検出検査)の実施能力(件/日) <b>任意記載</b>

※ 普段から自院にかかっている患者(かかりつけ患者)以外の受入【可/否】

※ 小児患者の受入【可/否】

(解説)

- 「発熱外来対応」の「発熱外来患者数(人/日)」については、当該発熱外来の開設時間内における発熱患者の数(受診者数)を意味し、協定締結時点で想定される持続的に対応可能な(最大の)数を記載。
- 検査の実施能力部分については、検査措置協定を兼ねる。
- 「検査対応」部分の数値は核酸検出検査での検査数である。
- 「検査対応」の「検査(核酸検出検査)の実施能力(件/日)」については、医療機関内で検体の採取及び検査の実施まで行う場合に、持続的に検査可能な最大の数を記載。
- 普段から自院にかかっている患者(かかりつけ患者)に限って対応する場合は、その旨を明記。
- 小児患者の対応ができる場合には、その旨を明記。

(感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドラインより)

※その他のひな形の条文については、参考資料3または4をご確認ください。